

【令和 7 年度狩猟免許試験・狩猟免許更新】
郵送による申請に当たっての留意事項

1 郵送期限・送付先

住所地を所管する下記の公所へ※特定記録郵便により受付期間内必着で送付してください。（受付期間・時間は各要項をご参照ください）

なお、普通郵便で送られた場合は不着等の責任は負えません。

申請者の住所地	所管する京都府の公所 (送付先)	電話番号
京都市、向日市、長岡京市、大山崎町	京都府京都林務事務所林務課 〒602-0915 上京区中立売通小川東入三丁目449	075-451-5724
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村	京都府山城広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課 地域戦略・野生鳥獣係 〒611-0021 宇治市宇治若森 7 の 6	0774-21-3212
亀岡市、南丹市、京丹波町	京都府南丹広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課 地域戦略・野生鳥獣係 〒621-0851 亀岡市荒塚町 1 丁目 4 番 1 号	0771-22-0426
福知山市、舞鶴市、綾部市	京都府中丹広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課 地域戦略・野生鳥獣係 〒625-0036 舞鶴市字浜 2 0 2 0	0773-62-2593
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	京都府丹後広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課 総務・野生鳥獣係 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波 8 5 5	0772-62-4310

※特定記録郵便とは…

郵便物を差し出した記録を残し、配達状況を確認できる郵便のことです。

郵便局に備え付けの「書留・特定記録郵便物等差出票」に必要事項を記入し窓口にお出してください。

その他、配達を追跡できる特定記録郵便と同等の発送方法（レターパック、簡易書留）でも構いません。

2 送付する書類について

・申請書（試験・更新共通）

各要項に所定の写真、京都府納付証等申請手数料の支払が確認できるものを貼付又は記入したもの。

補正等の連絡のため昼間に連絡がとれる 電話番号を必ずご記入ください。

・試験、更新講習希望日

狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書の右上に希望の「試験日又は検査日」「会場」を必ず記入してください。

【添付書類等】

○試験・更新申請、共通して必要な書類

・医師の診断書

試験要項の1（2）～（4）、または更新要項1（1）～（3）に示す者（精神障害等）でないことを証明するもの。

・銃所持許可証の写し（銃所持者に限る）

申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可証の写し（**写真が貼付されているページと現在有効な銃器のページ**）があれば、「医師の診断書」は不要です。

・レターパックライト（返信用）

受験票又は受検票を公所から申請者に返送するためのレターパックライト（430円）を購入の上、受取人の住所氏名を記載し、必ず同封してください。

○試験にのみ必要な書類

・住民票の写し又は現住所が確認できる本人確認書類【運転免許証、健康保険証、公共料金請求書】のコピー。

○更新対象者で以下に該当する場合に必要な書類

・認定鳥獣捕獲等事業に従事する方であって、適性検査の免除を申請する場合は、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した狩猟について必要な適性を有することを確認した旨の書面（狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面）。

3 その他

- ・補正等のため、申請書類送付先公所へ来所いただく場合があります。
- ・受付期間後に到着した場合は返送しますので、ご理解ください。
- ・期限までに必要書類及び修正が整わない場合は返送いたしますので、期限に余裕をもって必要書類をご提出ください。